

寒河江川土地改良区たより

2025/令和7年 6/16 No.47

土地改良区の概要

受益面積 83,092ha

組合員数 83,777名



みどり
水土里ネット

(土地改良区のお称です)

水は農業用水、地域用水を

土は土地、農地、土壌を

里は農村空間や農家・非農家など
の生活空間を表現しています。

CONTENTS

理事長あいさつ	2
第50回通常総代会を開催	3
令和7年度一般会計の予算概要について	4
令和7年度に実施する主な土地改良事業	5
農地整備事業新規採択について	6
令和7年度 土地改良区賦課金について	7
土地改良区からのお知らせ ほか	8～10

二ノ堰幹線用水路
島・高屋方面へ

沼川

編集・発行

寒河江川土地改良区

TEL. (0237) 86-5112 FAX. (0237) 86-0474 山形県寒河江市字中河原222番地の2
E-mail: sagae-r4@cpost.plala.or.jp <https://www.sagaegawa.com/>



寒河江市本町
二ノ堰幹線用水路 沼川放流ゲート

理事長あいさつ



理事長
奥山 喜男

おはようございます。春めいてきた陽気ですが、朝晩はまだまだ冷え込みが厳しく、暖くなるのはもう少しかかりそうです。本日は、何かとお忙しい中、第50回通常総代会にご出席いただきありがとうございます。

本日は、寒河江市農林課の渡辺課長様、河北町農林振興課の佐藤課長様のご出席をいただいています。常日頃、土地改良区の事業運営にご理解とご支援をいただき、この場をお借りして御礼申し上げます。また、お休みの中ありがとうございます。

昨年を振り返りますと、今頃の時期、平野部には雪がなく、山には降雪量が例年の半分もなく渇水が心配されました。県内の土地改良区でも奥羽山系の取水源であるダム、ため池が7月上旬まで水不足が心配されましたが、7月上旬の雨で事態は回避されました。当管内も最上川を取水とする新堰掛の渇水を番水とポンプ取水にて対策を講じてきました。皆様のご理解ご協力により無事配水ができ、村山地区では101の作況とのことで良い秋の収穫を迎えることができました。ありがとうございました。しかし、7月の大雨により最上、庄内地区ではこれまでにない災害に見舞われ、被災された方々にお見舞い申し上げます。当管内も7月と9月の大雨で山からの濁流により被害が発生し、復旧工事をしております。その時には、寒河江市、河北町様にはご理解とご支援をいただきこの場をお借りして御礼申し上げます。

令和7年度は大きな事業として、金谷・中郷地区の農地整備事業の採択が予定されています。寒河江市様のご理解とご協力に感謝申し上げます。また、関係各位の方々にはこれまでのご労苦に感謝申し上げます。

もう一つ大きな事業として、昭和堰頭首工のエプロン部分の本復旧工事並びに情報通信システムの整備が予定されています。詳しくは議案の中で説明がございしますが、秋の収穫作業が終わり10月から翌年の3月までの期間に予定しております。工事の状況により冬季の用水が確保できるかは河川次第ですが、できる限り水量の確保に努めてまいります。ご理解くださいますようお願いいたします。また、通信情報システムの事業として、災害防止や大雨時の遠隔操作、監視カメラの設置などスマート化にも取り組んでいます。

令和7年度は第6期の4年目、最終年度です。これまで改革検討委員会で継続協議をいただいております案件に関して、7年度に入りましたら早々に運営面の内容の検討委員会を開く予定です。第7期目以降、将来を見据えた運営体制の見直しです。その協議の際にはよろしくご審議くださいますようお願いいたします。

本日の議案にもあります理事の補欠選任ですが、男女共同参画で当土地改良区も女性理事の推薦会議を経て、お二人の方よりご理解とご承諾いただき、本日の議案審議に至りました。お二人には、心より感謝と御礼申し上げます。これまで土地改良区は、長年男性の組織でしたが、地域の高齢化や農家人口の減少が進む中で、土地改良区の事業運営にも新しい風が求められています。現在、土地改良区の業務は多岐にわたっており、これからの農業・農村の展望を女性の視点から考えることも重要です。持続可能な農業・農村の基盤を築くために、土地改良区は行政や関係組織と連携をしながら進めてまいりたいと思います。

結びに、組合員の皆様より信頼される土地改良区を目指し、本日の全議案を可決していただき、令和7年度が素晴らしい年度になることを願い、挨拶といたします。

第50回通常総代会を開催

令和7年3月8日、寒河江市のホテルシンフォニーアネックスにおいて第50回通常総代会が開催されました。議長に北谷地地区の堀善生氏を選任し、令和7年度一般会計収支予算等19議案が上程され、審議の結果、全議案原案どおり可決されました。



議長 堀 善生 氏

令和 6 年度

- 総認第1号 令和6年度一般会計収支補正予算の理事会決処分の承認について
総議第23号 令和6年度一般会計収支補正予算（案）について

令和 7 年度

- 総議第1号 令和7年度 土地改良施設維持管理適正化事業の加入及び資金拠出について
総議第2号 令和7年度 団体営情報通信環境整備対策事業（調査計画）について
総議第3号 令和7年度 団体営山形県防災減災事業（ため池緊急防災環境整備）の実施について
総議第4号 県営金谷地区 農業競争力強化農地整備事業（経営体育成型）の事業採択申請について
総議第5号 県営寒河江中郷地区 農業競争力強化農地整備事業（経営体育成型）の事業採択申請について
総議第6号 寒河江川土地改良区 地区除外等処理規程の改正について
総議第7号 令和7年度 事業計画（案）について
総議第8号 令和7年度 一般賦課金の賦課徴収について
総議第9号 令和7年度 事業特別賦課金の賦課徴収について
総議第10号 令和7年度 水路使用料及び事務手数料の徴収について
総議第11号 令和7年度 地区除外等決済金の徴収について
総議第12号 令和7年度 畑地化協力金の徴収について
総議第13号 令和7年度 県営引竜地区及び県営金谷地区並びに県営寒河江中郷地区農業競争力強化基盤整備事業の借入金について
総議第14号 令和7年度 一般会計収支予算（案）について
総議第15号 令和7年度 一般会計の一時借入金及び長期預貯金預入先について
総議第16号 付帯決議について
総議第17号 寒河江川土地改良区 第6期理事の補欠選任について



総代会の様子

新役員が総代会にて補欠選任されました

全国の土地改良区において、理事に占める女性の割合を令和7年度までに10%以上とする目標が掲げられております。今回の第50回通常総代会にて、補欠選任の結果、令和7年4月1日付で2名の女性理事が選任されました。任期は第6期の残任期間の令和8年3月31日までです。



牧野 恵美(員内)理事

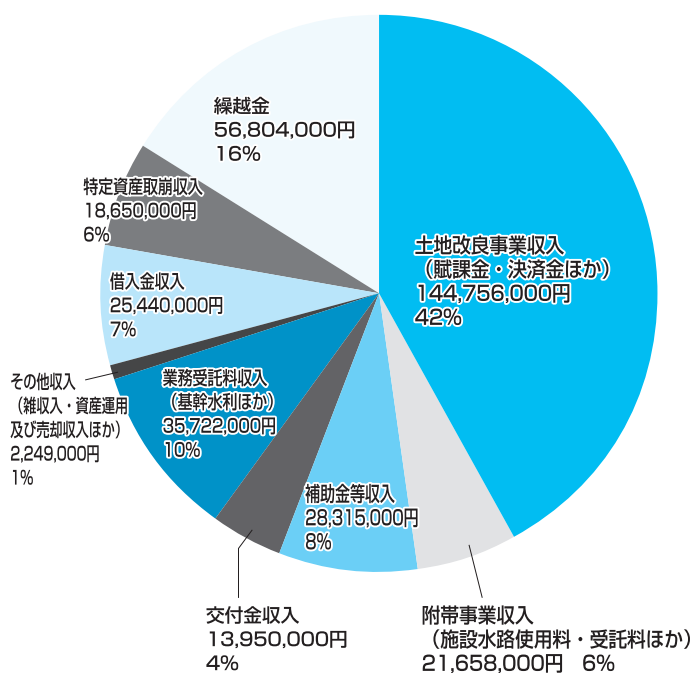


長谷川栄子(員外)理事

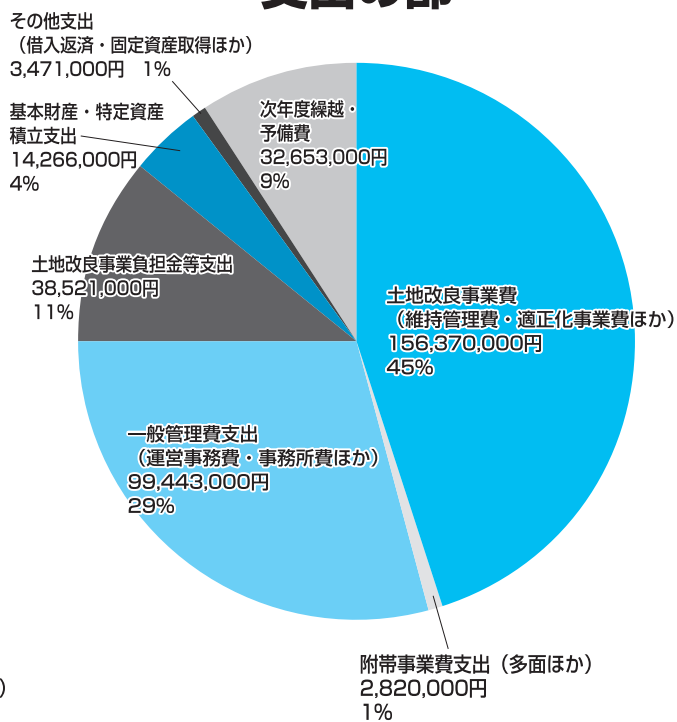
令和7年度一般会計の予算概要について

収支予算額 収入 支出 347,544,000円

収入の部



支出の部



収入

土地改良事業収入 (賦課金・決済金ほか)	144,756,000円
附帯事業収入 (施設水路使用料・受託料ほか)	21,658,000円
補助金等収入	28,315,000円
交付金収入	13,950,000円
業務受託料収入 (基幹水利ほか)	35,722,000円
その他収入 (雑収入・資産運用及び売却収入ほか)	2,249,000円
借入金収入	25,440,000円
特定資産取崩収入	18,650,000円
繰越金	56,804,000円
収入合計	347,544,000円

支出

土地改良事業費 (維持管理費・適正化事業費ほか)	156,370,000円
附帯事業費支出 (多面ほか)	2,820,000円
一般管理費支出 (運営事務費・事務所費ほか)	99,443,000円
土地改良事業負担金等支出	38,521,000円
基本財産・特定資産積立支出	14,266,000円
その他支出 (借入返済・固定資産取得ほか)	3,471,000円
次年度繰越・予備費	32,653,000円
支出合計	347,544,000円

令和7年度に実施する主な土地改良事業

◎土地改良施設維持管理適正化事業 令和7年度事業費10,000,000円 (補助率：国・県60% 事業主体：土地改良区)

経年劣化により、老朽化した土地改良施設の機能向上・機能回復等を図るため、資金造成事業に加入し整備工事を実施するものです。本年度は、沢畑堰幹線用水路の目地補修工事を実施する計画です。

施工場所：沢畑堰幹線用水路（始点：谷地西部小学校付近～終点：北谷地小学校付近）

施工延長：約1.8km



目地補修工事の様子（写真は谷地堰幹線用水路）

◎団体営情報通信環境整備対策事業 事業費：17,000,000円(補助率：国100% 事業主体：土地改良区)

近年の少子高齢化や人口減少の進行により、農業農村インフラの維持管理体制の脆弱化や労働力不足が懸念され、情報通信技術の活用による省力化・省人化の期待が高まっています。このため、本事業により、農業農村インフラの維持管理の省力化・高度化を図りながら、地域活性化や水管理のスマート化にも活用できる情報通信環境を整備するために調査を実施しています。

事業2年目の本年度は、当区管内でも通信状況が困難な団体営施設やため池で試行調査を実施する計画です。

今年度事業該当施設

- ・新堰頭首工(寒河江地区) ・厚川堰(白岩地区)
- ・田ノ頭ため池(谷地地区)



新堰頭首工 右に最上川、左上に県道23号天童大江線

◎団体営山形県防災減災事業(ため池緊急防災環境整備)【新規】 事業費：6,000,000円(補助率：国100% 事業主体：土地改良区)

平成30年7月豪雨において、多くのため池が被災したことを受け、農地の被害を防止するとともに、下流域の人家や公共施設等の安全を確保するため、監視・管理体制の強化や緊急的な防災対策を講ずることが求められています。

このため、防災重点農業用ため池に指定されている、上谷沢大堤ため池と小堤ため池に監視カメラの設置および水位計を整備する計画です。なお、整備後の運営方法については、市・町と連携を図るよう調整します。



中郷地区 大和沼 監視カメラ設置

みどり 水土里を未来につなぐ農地の整備

～金谷地区84ha・中郷地区61haの大区画ほ場整備事業が始まります～

令和3年度から関係組合員よりご負担いただきながら調査計画を進めてまいりました金谷地区と中郷地区の農地整備事業が県営事業として採択されました。

1ha以上の大区画化とスマートフォンによる水管理、さらにはドローン防除や農業用機械の自動運転など、スマート農業実現のための事業がいよいよ始まります。

事業地区名	関係集落	関係者	総事業費	補助率	令和7年度予算
金 谷	金谷、松川、木の沢	268人	40億円	89.3%	4,600万円
寒河江中郷	中郷	222人	30億円	87.5%	3,700万円

ほ場整備事業前後の様子（最上町の事例）



整備前

整備中

整備後

採択
令和7年

・詳細な測量と設計
・換地の計画を策定

2年間調査

着工
令和9年春
(予定)

・年間約15haを工事
・夏工事のため、工事期間の1年間だけは休耕していただく予定です。

換地処分

7年間工事

完成
令和15年秋
(予定)

◆令和7年度 土地改良区賦課金について◆

第1期 発行日：令和7年6月16日 納入期限：令和7年6月30日

第2期 発行日：令和7年10月15日 納入期限：令和7年10月31日

経常賦課金

	10a単価（全期）			
地目	大堰地区	寒河江地区	白岩地区	中郷地区
田	4,600円	4,600円	3,900円	7,700円
畑	2,300円 1,530円 (農道利用)	2,300円	2,810円	2,500円

事業特別賦課金

事業名	10a単価（全期）	
柴橋地区農地整備事業	所有者 事務費	500円
	耕作者 事務費	500円
平田地区管理事業	平田地区	ため池工事のため免除中
	沢畑開田	

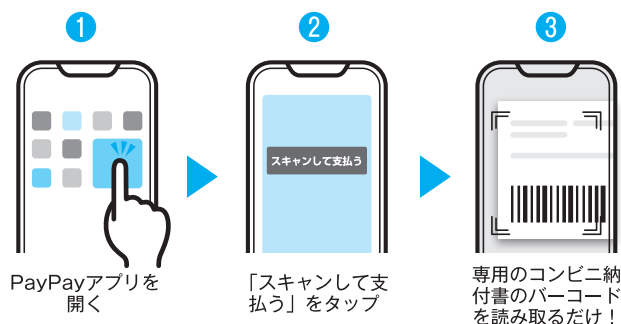
※各期とも1/2ずつ賦課いたしますが、総額が10,000円以下の場合は全期分を第1期時に賦課いたします。

※令和7年度に賦課する賦課金の延滞利子について、年度内に納入になった場合に限り延滞利子を免除します。

※平田地区管理賦課金及び沢畑地区開田賦課金について、令和6年度から令和7年度にかけて平田ため池の堤体工事を行う予定のため、その期間中については賦課金を免除します。

※畑地化促進事業により田から畑への利用転換を行った田については畑の賦課単価になります。

コンビニ納付書をスマートフォンで読み取って その場でPayPayで支払いができます



お手元に届いたコンビニ納付書の左下にあるバーコードを、PayPayアプリの「スキャンして支払う」機能で読み取ることで、そのままお支払いいただけます。

なお、コンビニなどの店頭での納付も可能です。

※いずれの方法で納付する場合も、専用のコンビニ納付書（払込票）が必要となります。ご希望の方は、お手数ですが土地改良区までご連絡ください。

弁護士法人における未納賦課金の回収業務について

令和7年度から弁護士法人（東京都のエジソン法律事務所）との委託契約を締結し、未納賦課金の回収業務を依頼することになりました。エジソン法律事務所から、納付催告を行う場合がありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

【委託先】 弁護士法人 エジソン法律事務所

東京都千代田区神田錦町1-8-11 錦町ビルディング4階・8階

こんなときは土地改良区に届出を!!

公共機関(市町・法務局等)で手続きを行っても、土地改良区に届出がなければ、土地台帳等の移動・修正はなりません。必ず忘れずに届出をお願いします!!

事 由	申請書の種類	留 意 点
・農地の取得・喪失があったとき ・死亡・相続・農業者年金受給のとき ・農地の貸借があったとき	組員資格得喪通知書 口座振替依頼書	農地法・農業経営基盤強化促進事業による賃貸借も耕作権移動の対象になりますので、借り手が賦課対象となります。
・地目を変更したとき	地目変更届	登記地目が変更されてからの申請が必要です。
・農地を転用するとき ・公共事業で買収があったとき ・農用地外に農地を変更するとき	農地転用意見書交付願 地区除外申請書	農地転用は、各農業委員会に事前に相談をお願いします。土地改良区と協議が整ったもの以外は受付処理できませんのでご了承ください。 農地転用の申請は、毎月5日が締日となっておりますので、早めの提出をお願いします。 地区除外がある場合は、決済金が発生します。
・居住地を変更したとき	住所変更届	
・寒河江市で下水道許可区域外で浄化槽を設置したいとき	排水利用承認申請書	寒河江市設置型合併浄化槽申請地域は、市下水道課への相談が必要になります。
・河北町で浄化槽を設置したいとき	施工承認願 確約書	土地改良区への相談が必要です。
・土留め工事をしたい ・水路に橋を取り付けたい ・工事等で農道を利用したい など	施工承認願	土地改良区への相談が必要です。
・浄化槽を廃止したとき ・使用者が変わったとき	水洗便所（中止・廃止）届 水路使用料名義変更届	下水道へ変わったときは、届出が必要です。

令和7年度 水路使用料及び主な事務手数料

種 別	単 価
水路使用料（一括払い）	1人槽 当たり 7,500円
農地転用意見書交付手数料	~5,000㎡未満 1件 8,000円
	5,000㎡~20,000㎡未満 1件 55,000円 理事会承認
	20,000㎡~ 1件 110,000円 総代会承認
承認書交付手数料	1件 8,000円
境界立会手数料	1件 8,000円

令和7年度 地区除外等決済金単価表

地区	除 外 地 区 分	10a単価
大 堰 地 区	大 堰 地 区	189,780円
	田 中 区 画 整 理	263,580円
	所 岡 区 画 整 理	234,390円
	荒 町 東 区 画 整 理	296,530円
	新 吉 田 地 区	224,410円
	平 田 地 区	233,080円
	引 竜 地 区	223,400円
寒 河 江 地 区	寒 河 江 地 区	195,400円
	白 岩 地 区	124,310円
	中 郷 地 区	279,610円
	畑地かんがい事業	195,400円

注意!!

滞納賦課金は新資格者の負担

土地改良区内の農地を売買するとき（競売を含む）や組合員の資格を交代する場合にその土地に滞納賦課金があると、その納入義務は、土地改良法第42条第1項の規定により、新しい資格者に生じます。資格取得の際は、必ず土地改良区で滞納賦課金について確認されるようお願いいたします。

また畑として農地を借りる際も、賦課金等の納入が必要になるか土地改良区までお問い合わせください。

通水期間中における皆様へのお願い

○組合員の皆様へ

- ・農業用水は、水利権によって期間毎の最大取水量及び年間の総取水量が定められています。限りある水を有効に活用するためにも次の3つことを守っていただくようお願いいたします。
 1. 常に節水を心がけ、掛け流しは絶対にしないようにしてください。
 2. ゲート操作・水量調整が必要な場合は、各地区総代、堰守・施設管理人へ相談してください。
 3. 通水に支障が生じるため、刈り取った草は水路に流さないようにしてください。
- ・大雨注意報等発令の際には、災害防止のため通水を停止させていただく場合があります。組合員の皆様のご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

○地区の皆様へ（事故防止等）

農業水利施設（用排水路、ため池等）へ立ち入ることは大変危険です。関係機関を通して注意喚起を行うなど、安全対策を講じておりますが、お子様につきましては、ご家庭内や地域での安全教育を実施していただきたくお願いいたします。もし、施設付近で遊んでいる子どもを見かけましたら、**「あぶないよ！」**と注意を呼びかけて水の事故を未然に防止しましょう。

水路へのゴミの投げ入れ

施設敷地に不法投棄をすることは重大な犯罪であり、下流での用水不足や越水、施設の破損の原因にもなります。投棄者を発見しましたら、最寄りの警察署へ通報するか、市・町、土地改良区へご連絡をお願いいたします。



◎寒河江川土地改良区令和7年度配水計画について◎

水利調整規程第8条に基づき、組合員の皆様へお知らせいたします。

水利使用規則がある施設	名称	代かき期		普通期		非かんがい期	
		取水期間	取水量	取水期間	取水量	取水期間	取水量
	昭和堰頭首工	5/6～5/15	10.827m ³ /s	5/16～9/10	8.492m ³ /s	9/11～5/5	3.206m ³ /s～3.350m ³ /s
	高松堰頭首工	5/6～5/15	1.845m ³ /s	5/16～9/10	1.534m ³ /s	9/11～5/5	0.495m ³ /s～0.599m ³ /s
	新堰頭首工	5/6～5/15	0.837m ³ /s	5/16～8/31	0.698m ³ /s	9/1～5/5	0.151m ³ /s
	中郷揚水機	5/16～5/30	0.248m ³ /s	5/31～9/10	0.191m ³ /s	—	—

水利使用規則がない施設	名称		配水期間		特記事項	
	引竜第二溜池		5/6～9/10		北谷地地区（引竜地区）	
	厚川堰第一取水口		5/6～9/10		白岩地区	

※平田ため池の配水計画について、令和6年度から令和7年度にかけてため池の堤体工事を行うため、配水予定はありません。

理事長 奥山喜男氏が 日本農事功績者表彰にて、 緑白綬有功章を受章されました

緑白綬有功章（りよくはくじゅゆうこうしょう）とは、農事改良の推進に努め、また実行上顕著な功績をあげ、地域農業の発展に貢献するとともに、現在においても農業経営に従事し、相応の所得を得ている者に対して授与される表彰です。

主催：公益社団法人 大日本農会
（総裁：秋篠宮皇嗣殿下）



今年度は任期満了に伴う総代・役員の改選の時期です

現総代・現役員は4年間の任期が今年度で満了となりますので、総代選挙および令和8年3月開催予定の総代会にて役員選任が執行されます。組合員の代表として土地改良区の管理・運営等の最高意思を決定する総代・役員を選ぶ大切な時期です。

	総 代	役 員
任期満了日	令和8年3月2日	令和8年3月31日
任期	4年	
次期任期満了日	令和12年3月2日	令和12年3月31日
選挙日程	総代・役員選挙の日程等の詳細につきましては次号にて組合員の皆様へお知らせいたします。	

ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください

各種申請・手続きに関すること／賦課金納入に関すること／用排水等維持管理に関すること

〈事務所受付時間〉

月～金：午前8時30分～午後 5時00分

土：午前8時30分～午前12時00分（4月～9月の奇数週、10月～3月は休業）

〈連絡先〉寒河江川土地改良区 TEL：0237-86-5112

土地改良区からの情報については、ホームページやX（旧Twitter）からも確認できますのでぜひご利用ください。

<https://www.sagaegawa.com/>

検索



X(旧Twitter)アカウント

@8i7gRyHX326V5ij

